

1. 件名：新型転換炉原型炉（ふげん）原子炉設置変更許可申請に係るヒアリング

2. 日時：令和5年8月25日（金）10時30分～12時00分

3. 場所：原子力規制庁 10階会議室（一部、TV会議により実施）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門

栗崎企画調査官、真田安全審査官、上野管理官補佐、大島原子力規制専門員

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

敦賀廃止措置実証本部 副本部長 他1名

新型転換炉原型炉ふげん 安全・品質保証部 部長 他3名

5. 要旨

○ 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）から、令和5年7月28日付けで申請のあった標記申請に係る前回ヒアリング（令和5年8月7日）を踏まえ、ふげんが平和の目的以外に利用されるおそれがないことを担保するための根拠等について、配付資料に基づき説明があった。

○ 原子力規制庁から、以下のとおりコメントを伝えた。

- ・ ふげんが平和の目的以外に利用されるおそれがないことを担保するための根拠として説明のあった原子力機構と国外原子力事業者の基本枠組契約において、回収プルトニウムの譲渡に係る記載は示されているが、本申請においては核燃料物質を譲り渡しの対象としていることから、回収ウランの譲渡に係る記載についても資料に示すこと。
- ・ また、ふげんが平和の目的以外に利用されるおそれがないことを担保するための根拠として併せて説明のあった日本国政府とフランス共和国政府との間の使用済燃料の輸送及び再処理、放射性廃棄物の返還等に関する書簡の位置付けについて資料に示すこと。

○ 原子力機構から、了承した旨返答があった。

6. 配付資料

資料1 新型転換炉原型炉ふげん使用済燃料の処分の方法に係る原子炉設置変更許可申請再処理により回収される核燃料物質の平和利用について

資料2 新型転換炉原型炉ふげん使用済燃料の処分の方法に係る原子炉設置変更許可申請について

- 資料3 「ふげん」の概要及び廃止措置進捗状況
- 資料4 廃止措置計画の変更の必要性について
- 資料5 原子炉設置変更許可の「8. 使用済燃料の処分の方法」の記載の整理